

二級・木造建築士名簿閲覧規則

(目的)

第1条 この二級・木造建築士名簿閲覧規則（以下「閲覧規則」という。）は、公益社団法人長野県建築士会（以下「本会」という。）が、建築士法（昭和25年法律第202号。）（以下「法」という。）第10条の20の規定に定める指定登録機関として行う二級・木造建築士登録等事務のうち、法第6条第2項の規定に基づく二級建築士名簿及び木造建築士名簿（以下「名簿」という。）を一般の閲覧に供する事務に関する事項について、必要な事項を定めるものとする。

(二級・木造建築士名簿閲覧所の設置)

第2条 名簿の閲覧所は、本会（所在地：長野県長野市大字南長野字宮東426-1）に設置するものとする。

(閲覧日及び時間)

第3条 名簿の閲覧事務を行う日は、次に掲げる日以外の日とする。

- ① 日曜日並びに土曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ③ 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日（前各号に掲げる日を除く。））
 - ④ その他別に定める日
- 2 閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

(閲覧事項)

第4条 閲覧事項は、建築士法施行細則に定められた事項とする。

(閲覧申請)

第5条 名簿を閲覧しようとする者は、本会が別に定める二級・木造建築士名簿閲覧申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

なお、閲覧に供された登録事項を謄写した書面の交付を希望する場合は、申請書にその旨を記載しなければならない。

(閲覧方法及び登録内容証明の発行)

第6条 閲覧方法は以下のとおりとする。

- (1) 本会に備える閲覧用の名簿について、閲覧事項を書面または出力装置の映像面に表示させる方法。
- (2) 建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システムによる方法

2 本会は、閲覧に供された登録事項を謄写した書面の交付を希望する者がいる場合は、実費相当額を徴収し、登録内容証明を発行することができるものとする。

3 前項の額は、1通につき400円とし、現金又は送金により納入するものとする。

(名簿の持ち出しの禁止)

第7条 閲覧者は、名簿及びこれに関する書面等(ただし、前条第2項により自ら発行を受けた書面を除く。)を閲覧所以外に持ち出してはならず、複写機による転写又はカメラによる撮影をしてはならない。

(閲覧の停止及び禁止)

第8条 本会は、名簿を閲覧し、又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき
- (2) この規則に違反し、又は係員の指示に従わないとき
- (3) 名簿及びこれに関する書面等を汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれがあると認められるとき。

(適用範囲)

第9条

閲覧規則第2条、第3条、第5条、第7条及び第8条の規定は、閲覧所における一般の閲覧に供する場合に限り適用する。

(その他)

第10条 その他、閲覧の実施に関し必要な事項は、本会会長が定めることができる。

附 則

この規則は令和元年12月1日より施行する。

この規則は令和7年4月1日より施行する。